

鳥取県公報

目次

- ◇規則 高圧ガス取締法施行細則
- ◇告示 麦の反当共済金額、共済掛金率及び賦課率等
保険医の指定
保険医の異動
保険医の指定取消
鳥取県営住宅家賃の設定
鳥取県営住宅入居者の募集
土地改良区より理事の氏名、住所の届出
土地の公用廃止
- ◇人委規則 昭和二十七年十二月分の給料の支給に関する規則
- ◇公安告示 道路取締法による速度制限
- ◇正誤 鳥取県公報第二千三百六十八号中訂正

規則

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

高圧ガス取締法施行細則をここに公布する。

昭和二十七年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則九十六号

高圧ガス取締法施行細則

(総則)

第一條 高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号以下「法」という。）の施行に關しては、高圧ガス取締法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六十八号以下「省令」という。）に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

(書類の提出)

第二條 法、省令又はこの規則の規定により通商産業大臣又は知事に提出する書類は、通商産業大臣あてのものにあつては二部、知事あてのものにあつては一部（但し許可又は認可事項に關する書類については二部）を提出しなければならない。

(製造等の許可申請)

第三條 省令第二條第一項の規定による申請書には、工

事完成予定期日及び省令第二十五條に該当するかどうかを併せ記載しなければならない。

2 省令第六條第一項、第十六條及び第十九條の規定による申請書には、工事完成予定期日を併せ記載しなければならない。

3 前二項の期日を変更したときは、直ちに知事に届け出なければならない。

(後員等の変更の届出)

第四條 第一種製造者、販売業者又は容器検査所の登録を受けた者が法人であるとき、その名称、事務所所在地又はその業務を行う役員に変更があつたときは、すみやかに知事に届け出なければならない。

(提出書類の様式)

第五條 左の各号に掲げる申請書、届出書及び明細書等は、それぞれ当該各号に定める様式によらなければならない。

一、省令第三條第一項の規定による製造設備の概要を

記載した書面 様式第一号

二、省令第三條第二項の規定による製造施設等の明細書 様式第二号

三、省令第八十九條第一項の規定による完成検査申請書 様式第三号

四、法第二十一條の規定による製造の開始又は廃止、販売事業の廃止及び貯藏所の用途廃止の届出書 様式第四号

五、法第二十八條第二項の規定による作業主任者の選

任又は解任、法第三十三條第二項の規定による作業主任者の代理者の選任又は解任及び法第五十二條第

二項の規定による検査主任者の選任又は解任の届出書 様式第五号

六、法第五十九條の規定による製造事業又は容器再検査業務廃止の届出書 様式第六号

(受理証の交付)

第六條 法第五條第三項の規定による高压ガス製造の届出をした者には、様式第七号による受理証を交付する。

(容器検査の申請)

第七條 内容積五百リットル以下の容器にかかる規則第四十一條の規定による容器検査申請書には、次の事項を併せ記載し、材料の製造所が発行した同一溶鋼である旨の証明書及び材料試験成績表(抗張力試験、分析試験を含む。)を添付しなければならない。

一、容器の製造所名及び製造年月日

二、容器の製造仕様明細書(溶鋼別数量を含む。)

三、試験施行希望日時及び場所

(容器再検査の申請)

第八條 法第四十九條第一項の規定により、知事が行う容器再検査を受けようとする者は、容器証明書を添えて様式第八号により申請しなければならない。

(災害発生の届出)

第九條 法第六十三條第一項第一号の規定による災害発生届は、様式第九号によらなければならない。但し、重大な災害又は急を要するものについては電話、電信その他最も急速な方法により届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第二号

高圧ガス製造施設等明細書

製造の目的		一日の冷凍能力					
圧縮機	気筒数	回転数 (毎分)	ピストン 行程	ピストン 内 径	ピストン 押のけ量 (毎時M ³)	原動機 PH	
	製作所所在地 所 名						
機 器	事項	外径×長さ×肉厚	耐圧試験 圧力	気密試験 圧力	試験施行 年月日	試 験 者	
	受液器						
	ぎよう縮機						
	油分離器						
	圧縮機						
安全装置	種類	径	個数	取付箇所	備 考		
備 考							

(この用紙の大きさは日本標準規格B5とする)

様式第一号

高圧ガス製造設備の概要

製造の目的	一日に製造する最大数量	
製造の方法		
圧縮機	各段圧力	
	気筒 内径×行程	
	回 転 数 (毎分)	
	毎時圧縮量	
	製 造 所 名	
	備 考	
高圧設備		
安全装置		
備 考		

(この用紙の大きさは日本標準規格B5とする)

様式第三号

高圧ガス製造施設完成検査申請書

名称	高圧ガス製造施設完成検査申請書
事務所所在地	事務所所在地
許可年月日	許可番号
検査希望年月日	備考
完成概要 未実施は備考に記入のこと	

高圧ガス取締法施行規則第八十九條第一項の規定により完成検査の申請をいたします。

昭和 年 月 日

名称

代表者 氏

鳥取県知事 氏

名 殿

名 印

(この用紙の大きさは日本標準規格B5とする。)

様式第四号

高圧ガス販売事業廃止(製造開始(廃止)貯藏用途廃止)届

名称	高圧ガス販売事業廃止(製造開始(廃止)貯藏用途廃止)届
事務所所在地	事務所所在地
許可証番号 受理証番号	許可年月日 受理年月日
事業開始 年月日 廃止年月日	備考

高圧ガス取締法第二十一條の規定により、高圧ガス製造開始(廃止)(販売事業廃止)(貯藏用途廃止)をお届けいたします。

昭和 年 月 日

名称

代表者 氏

鳥取県知事 氏

名 殿

名 印

(この用紙の大きさは日本標準規格B5とする。)

様式第五号

高圧ガス製造作業容器検査主任者(代理者)選任(解任)届

名称	高圧ガス製造作業容器検査主任者(代理者)選任(解任)届
事務所所在地	事務所所在地
許可年月日 登録年月日	許可番号 登録番号
主任者(代理者)氏名	免状種別 番号
選任年月日 解任年月日	備考

高圧ガス取締法第二十八條第二項(第三十三條第二項第五十二條第二項)の規定により、高圧ガス製造作業容器検査の主任者(代理者)を選任(解任)いたしましたので届けいたします。

昭和 年 月 日

名称

代表者 氏

鳥取県知事 氏

名 殿

名 印

(この用紙の大きさは日本標準規格B5とする。)

様式第六号

高圧ガス機器製造事業廃止届
原料ガス容器再検査業務

名称	高圧ガス機器製造事業廃止届
事務所所在地	事務所所在地
廃止年月日 許可又は登録年月日	備考

高圧ガス取締法第五十九條の規定により、高圧ガス容器(機器)(原料ガス)の製造事業(容器再検査業務)を廃止しましたからお届けいたします。

昭和 年 月 日

名称

代表者 氏

鳥取県知事 氏

名 殿

名 印

(この用紙の大きさは日本標準規格B5とする。)

様式第七号

高圧ガス製造届受理証

届出を した者	住所
	氏名
名称	
事業所所在地	
製造をする高 圧ガスの種類	

右のとおり届け出したことを証する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

注意事項

- この証は事業所の見やすい所に掲示しておかなくてはならない。
 - この証は高圧ガスの製造を廃止したときはすみやかに廃止届に添付して返納しなければならない。
- (この用紙の大きさは日本標準規格B5とする。)

様式第八号

高圧ガス容器再検査申請書

容器所有者 住所及び氏名	証明書番 号	容器記号 番号	内容積	製造所名	証明書発 行
					片

高圧ガス取締法第四十九條第一項の規定により、高圧ガス容器の再検査を申請いたします。

昭和 年 月 日

名称

代表者 氏

名 印

鳥取県知事 氏 名 殿

(この用紙の大きさは日本標準規格B5とする。)

様式第九号

高圧ガス災害発生届

日 時	場 所
状 況	
原 因	
被害の状況	
災害に対す る措置	
その他参考 となるべき 事項	現場の図面別紙のとおり

高圧ガス取締法第六十三條第一項第一号の規定により、高圧ガスの災害発生をお届けいたします。

昭和 年 月 日

名称

代表者 氏

名 印

鳥取県知事 氏 名 殿

(この用紙の大きさは日本標準規格B5とする。)

告 示

鳥取県告示第五百六十四号

昭和二十六年一月鳥取県告示第四十一号(農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第百六條及び農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第二百一十号)附則第四項の規定に基く麦の反当共済金額共済掛金率及び賦課率等について)の一部を次のように改正し昭和二十八年産表からこれを適用する。

昭和二十七年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

「共済金額」 「共済金額」

二、八〇〇円 を 三、二〇〇円 に改める。

二、四〇〇円 二、八〇〇円

一、六〇〇円 「 二、〇〇〇円」

鳥取県告示第五百六十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び船員保険法

(昭和十四年法律第七十三号)に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十七年十二月九日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所		氏名	指定年月日
	名称	所在地		
内、小児科	勝部村診療所	気高郡勝部村 紙屋	窪田哲男	昭和二十七年十一月十日
産、内小児科	水谷 医院	東伯郡倉吉町	水谷千弥	同
内 科	奥田 医院	西伯郡巖村蚊屋	奥田覚子	同
内 科	鳥取赤十字病院	鳥取市西町	中尾成己	同

鳥取県告示第五百六十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和二十九年十二月九日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所		異動事由	氏名	異動年月日
	名称	所在地			
齒科	民本齒科医院	西伯郡富益村二九五渡村	西伯郡診療所 變更	民本群二	昭和二十七年十一月一日

鳥取県告示第五百六十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基く保険医の指定を次のとおり取消した。

昭和二十七年十二月九日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所		取消事由	氏名	取消年月日
	名称	所在地			
婦人科	原田診療院	東伯郡倉吉町 東町	辞退に 永井浩三郎	原田	昭和二十七年十月三十日

鳥取県告示第五百六十九号

鳥取市(立川町五丁目、卯垣)に設置した鳥取県営住宅の家賃を次のように定める。

昭和二十七年十二月九日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
月 額 金六百八十円

鳥取県告示第五百七十号

鳥取県営住宅入居者を次のように募集する。

昭和二十七年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、場 所 鳥取市立川町五丁目 卯垣
- 二、構 造 木造平家建
- 三、募集戸数 二〇〇戸
- 四、一戸当り間数及び主要な施設
六疊一、三疊一、玄闕、炊事場、便所
- 五、受付期間 自昭和二十七年十二月十五日 至昭和二十七年十二月十五日 十一日間

六、受付場所 鳥取県土木部建築課

七、入居の期日 知事が別に指定する期日

八、家 賃 月額六百八十円

九、敷 金 二千四十円

十、入居申込者の賃格

A、鳥取市大火による罹災者であること。

B、現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻の關係と同様の事情にある者、その他の婚姻の予約者を含む。)があること。

C、入居申込者(同居しようとする親族を含む。)の毎月の収入の合計から扶養親族一人につき一千円を控除した額が四千円以上二万五千円以下であつて家賃の支払能力を有し、保証人二人以上ある者。

十一、入居申込者の選考基準

(一) 住宅以外の建物若しくは場所に住居し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に住居している者。

(二) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者。

(三) 住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者。

(四) 正当な理由に因る立退の要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者。(自己の責に帰すべき事由に基く場合を除く。)

(五) 住宅がないため勤務の場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は毎月の収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者。

(六) 前各号に該当する者の外現に住宅に困窮していることが明らかなる者。

十二、入居の申込について要する書類
 入居の申込者は、県管住宅入居申込書(県建築課にそなえる)に左の書類を添えて受付期間内に県建築課に提出されること。
 イ、十のCの収入に関する証明書

ロ、十のBの現に同居し、又は同居しようとする親族
 全員の市町村長の証明書
 ハ、十一の各号の一に該当する旨の市町村長の証明書
 ニ、鳥取市大火罹災証明書
 十三、入居者の選考
 実態調査の上入居申込者の数が募集の戸数を超えるときは、公開抽せんの方法により決定する。

鳥取県告示第五百七十二号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第九項の規定により、次のように土地改良区より理事の氏名及び住所の届出があつた。
 昭和二十七年十二月九日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

北條土地改良区
 山 脇 実 藏 東伯郡倉吉町大字巖城
 大 嶋 広 正 上北條村大字穴窪
 仲 倉 吉 藏 大字大塚

伊東義男	大字新田
西谷繁雄	大字古川沢
東春藏	大字中江
山本廉男	大字小田
木天吉治	大字下古川
徳田文之	大字井手畑
加藤武巖	中北條村大字江北
引田武俊	
淀瀬良藏	
生田貢	大字国坂
山本涼三	
齋尾嘉久	
馬淵隆藏	
中江豊	下北條村大字土下
野田千賀雄	
上田哲男	大字下神
田熊善之助	大字米里
三谷武	大字弓原

玉井宇三	大字松神
日置吉太郎	大字島
谷本正和	大字曲
河村貴一	大字田井
矢木稔	大字北尾
沢住辰藏	大誠村大字原
完井菊松	
中村喜一	大字東園
樋山政由	大字西園
谷口孝市	大字瀬戸
井中正男	大字六尾
八代井手土地改良区	
由田弁藏	東伯郡高城村大字上米積
山田延晴	
増田光太郎	大字下米積
安田松太郎	
吉田定藏	
矢城貞義	社村大字横田

鳥取県告示第五百七十三号
次の土地は、その公用を廃止する。

所在地	種目	数量
西伯郡和田村字浜田灘東一ノ一	原野	七、〇二五
同 所 三ノ一	"	六、五〇〇
同所字二割屋敷東三、六八八ノ一	"	二、三〇〇
同 所 三、六八八ノ二	"	二、〇一三
同 所 三、六八八ノ三	"	五、〇一九
同所上灘屋敷三、六一〇ノ二	"	五、五二九
同 所 三、六一〇ノ三	"	三、六二三
同 所 三、六一〇ノ四	"	六、〇二二
同所灘中屋敷東三、四三七ノ一	"	四、〇〇九
同 所 三、四三七ノ二	"	三、七二四

同 所 三、四三七ノ四	"	三、五〇七
同 所 三、四三七ノ三	"	二、八〇〇
同所字中屋敷東三、四三六ノ一	"	三、〇〇〇
同 所 三、四三六ノ二	"	三、七〇六
同 所 三、四三六ノ三	"	四、三二六
同 所 三、四三六ノ四	"	二、三二二
同所下灘屋敷東三、二七四ノ一	"	二、六二二
同 所 三、二七四ノ二	"	三、七〇六
同 所 三、二七四ノ三	"	一、八二六
同 所 三、二七四ノ四	"	三、一〇九
同所上松中東 三、二七三ノ一	"	一三、九一六
同所上大灘東 三、一五一ノ一	"	一四、九〇四
同所字上大灘東三、一五一ノ二	"	四、一〇一
同所字東灘北 三、一五〇ノ一	"	六、七二〇
同所字御崎川尻北三、一〇〇ノ一	"	九、三〇〇
同 所 三、〇九九ノ一	"	六、四一一
計		一三三、七二〇

人事委員会規則

昭和二十七年十二月分の給料の支給期日に関する規則をここに公布する。

昭和二十七年十二月九日

鳥取県人事委員会委員長 倉繁良逸

鳥取県人事委員会規則第九号

昭和二十七年十二月分の給料の支給期日に関する規則

昭和二十七年十二月分の職員の給料の支給期日は、職員の給料の支給期日の特例に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第七号）の規定にかかわらず十二月十日とする。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

公安委員会告示

公安委員会告示第五号

道路交通取締法第六條の規定により左のとおり速度制限をする。

昭和二十七年十二月九日 鳥取県公安委員会

一、制限の場所

(一) 東伯郡倉吉町の内

- 1、指定府県道鹿野倉吉線倉吉町大字駅邊寺七六二番地地先から同町大字河原町小鴨橋東詰に至る二、二〇〇メートルの間
- 2、指定府県道鳥取倉吉線倉吉町大字宮川町三朝街道分岐点から同町大字越殿町二、一二五番地地先に至る一、四〇〇メートルの間
- 3、指定府県道倉吉由良線倉吉町大字福吉町二丁目出口橋南詰から同町十字路に至る三〇〇メートルの間
- 4、指定府県道倉吉停車場線倉吉町大字宮川町大字東仲町丁字路に至る二〇〇メートルの間
- 5、倉吉町大字住吉町丁字路から同町大字宮川町指

